

不動産鑑定業者の登録(登録換え)

[手続対象者]

国土交通大臣登録業者で、滋賀県を除きその他の都道府県の事務所を廃止する方
滋賀県以外の都道府県知事登録業者で、その都道府県の事務所を廃止して、滋賀県に事務所を設ける方

[根拠規定]

不動産の鑑定評価に関する法律第 26 条

[提出時期]

【国土交通大臣登録業者】滋賀県を除きその他の都道府県の事務所を廃止するとき
【滋賀県以外の都道府県知事登録業者】当該都道府県の事務所を廃止して、滋賀県に事務所を設けるとき

[手数料]

12,400 円(滋賀県収入証紙を登録申請書第一面の所定欄に貼付)

[提出書類]

- ①登録申請書(登録換え)
 - ②不動産鑑定業経歴書
 - ③事務所ごとの不動産鑑定士の氏名を記載した書面
 - ④法第 25 条各号に該当しないことを誓約する書面
 - ⑤法第 35 条第 1 項に規定する要件を備えていることを証する書面(専任の不動産鑑定士の辞令等。登録申請者(法人の代表者)が専任の鑑定士である場合は不要)
 - ⑥【登録申請者が個人の場合】登録申請者の住民票記載事項証明書
 - ⑦【登録申請者が法人の場合】定款または寄附行為
 - ⑧【登録申請者が法人の場合】登記事項証明書(現在事項全部証明書)
 - ⑨登録申請者(法人の場合はその役員)の略歴書
 - ⑩事務所ごとの専任の不動産鑑定士の略歴書
- ※下線の書類は、所定の様式によるものです。

[提出部数]

1 部

[提出先]

〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県総合企画部県民活動生活課 土地対策係

【本件に関するお問い合わせ先】

滋賀県総合企画部県民活動生活課 土地対策係

(大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁本館3階)

TEL 077-528-3417

FAX 077-528-4840

E-mail tochitai@pref.shiga.lg.jp